4　一万五千八百三十二円七十銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二一四三七〇七四五三一を乗じて得た額との合計額が十七万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$170{,}000\text{円}-15{,}832\text{円}70\text{銭}\times\frac{\left(\begin{array}{c}\text{当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者}\\\text{に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額}\end{array}\right)-\left(\begin{array}{c}\text{賦課期日に当該世帯に属する}\\\text{介護納付金賦課被保険者の数}\end{array}\right)}{0.021437074531}$$

（市町村調整対象需要額の算定方法）

**第七条**　市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　イ及びロに掲げる額の合算額からハ及びニに掲げる額を控除した額

イ・ロ　（略）

ハ　イ及びロに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において前期高齢者交付金がある都道府県内の市町村にあつては、前期高齢者交付金按分額を控除した額）から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第一号ハ⑵に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ニ　（略）

二　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ　（略）

ロ　イに掲げる額から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第二号ロ⑵に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ハ　（略）

三　（略）

2～6　（略）

**附　則**

（令和六年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

**第六条**　令和六年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「五万千七百二十円六十八銭」とあるのは「五万二千二百十四円七十七銭」と、「0.370234749」とあるのは「0.382315733」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」と「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇九二一一五〇九四五」と、「0.000000659450 6」とあるのは「0.000000682520 6」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万四千百六十円五十二銭」とあるのは「一万四千二百二十円二十二銭」と、「〇・〇二五四〇九三二九五〇」とあるのは「〇・〇二五三一五〇九八三四七」と「14,222円22銭」とあるのは「14,160円52銭」と、「0.025440932950」とあるのは「0.025315098347」と

4　一万六千二十円二十三銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二二四二五〇六二一〇〇を乗じて得た額との合計額が十七万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$170{,}000\text{円}-16{,}020\text{円}23\text{銭}\times\frac{\left(\begin{array}{c}\text{当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者}\\\text{に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額}\end{array}\right)-\left(\begin{array}{c}\text{賦課期日に当該世帯に属する}\\\text{介護納付金賦課被保険者の数}\end{array}\right)}{0.022425062100}$$

（市町村調整対象需要額の算定方法）

**第七条**　市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　イ及びロに掲げる額の合算額からハ及びニに掲げる額を控除した額

イ・ロ　（略）

ハ　イ及びロに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において前期高齢者交付金がある都道府県内の市町村にあつては、前期高齢者交付金按分額を控除した額）から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第一号ハ⑵及び⑶に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ニ　（略）

二　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ　（略）

ロ　イに掲げる額から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第二号ロ⑵及び⑶に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ハ　（略）

三　（略）

2～6　（略）

**附　則**

（令和五年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

**第六条**　令和五年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「五万二千九百六円九十六銭」とあるのは「五万四千三百九円十四銭」と、「0.379778622」とあるのは「0.388911349」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」と「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇九六九五四六九二五二一」とあるのは「〇・一〇〇一七三〇四九九二八」と、「0.000000695692」とあるのは「0.000000718062」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万三千二百九十一円六十五銭」とあるのは「一万三千二百四十二円五十銭」と、「〇・〇二四四三一六一二四七〇」とあるのは「〇・〇二四四一一七三四六八」と、「13,291円65銭」とあるのは「13,242円50銭」と、「0.024431261247 0」とあるのは「0.024411734 8」とし、同条第四項